^{令和3年 第12回 ふじみ野市農業委員会総会議事録}																
招集日時 令和3年			3年1	12月21日 開会				場所 ふじみ野市役所本				设所本户	「舎	5 階		
							A	A大会議室								
開会の日時		開会		令和3年1			2月21日			午後1時27分 議長						
及び宣告者		閉会		令和3年1			2月21日			午後2時12分 議長						
議長新井良司																
No.		氏		名			出欠	N	lo.			氏	2	名		出欠
1	粕	谷	雄	_			出	1	O		有	Щ	茂	幸		出
2	久	呆田	ì	青			出	1	1		片	룩	更			出
3	駒	井	_	正			出	1	2		高	野	喜	好		出
4	早	JII	英	希			出	1	3		浅	海	伊包	上男		出
5	嶋	田	利	行			出	1	4		新	井	良	司		出
6	鈴	木	智	之			出	1	5		柳	JII	嗣	於	(最)	出
7	富	田	博	明			出	1	6		塩	野	和	義	(最)	出
8	星	野	秀	雄			出	1	7		宮	寺	康	夫	(最)	欠
9	原	田	宏	美			出									
出	席者	数	農	業	委	員		,	定数	数	1 4	1名	出席	者	1 3	名
農地利用最適化推進委員 定 数 3名 出 席 者							3	名								
	議	事参	多与	(説明	月者)							書	<u> </u>	記		
	莀	籍貫	智	洋												
	松	出	薫	樹												
	有	íЩ	俊	夫												
	飯	塚	勝	貴												

その他重要と認める事項		
	上記会議の結果を記載し、 署名します。	その相違なきを証するためここに
		令和3年12月21日
	議長	印
	署名委員	印
	署名委員	印

	という形式曲光系具会会長は、会和2年10日01日、ケ
	ふじみ野市農業委員会会長は、令和3年12月21日、午
	後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室に農業
	委員会を招集した。
議 長	議長は午後1時27分、委員の過半数が出席したので、開
	会を宣言した。
議 長	議事録署名委員に3番・4番委員を指名する。
議 長	日程第3、報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定
	による農地転用届出に関する件3件を報告します。
	事務局に報告書の朗読を求めます。
事 務 局	報告書朗読。
議 長	質疑はありますか。
全委員	なし。
議 長	報告案件ですので、報告第33号について終了します。
議 長	日程第4、報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定
	による農地転用届出に関する件6件を報告します。
	事務局に報告書の朗読を求めます。
事務局	報告書朗読。
議 長	質疑はありますか。
7番委員	受理通知後に着工しているという理解でよいのか。
事務局	はい、原則はそのとおりです。
議 長	その他質疑はありますか。
全委員	なし。
議 長	報告案件ですので、報告第34号について終了します。
議 長	日程第5、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申
	請に関する件1件を議題とします。
	この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めま
	す。
	議議 事議全議議 長長 務委 長長 局長員長長 長長 局長員局長員長

事務局

議案書朗読、説明。

受人は富士見市渡戸在住で、農業従事者2名で農業経営をされており、トラクター2台と農業用トラック2台、耕うん機3台、防除機2台、農地7,000㎡以上を所有しており、農地法第3条申請の5,000㎡以上の下限面積要件を満たしています。

今回は作付面積を増やして農業経営規模を拡大するための申請となります。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全 てを満たすと考えています。

議長

この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。

4番委員

12月14日に3番委員と事務局の3人で現地調査を行いました。申請地はきれいになっており問題は無いと思います。

議長

地元委員さんは何かありますか。

2番委員

問題は無いと思います。

議長

質疑はありますか。

全委員

議長

質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよ ろしいですか。

全委員

異議なし。

なし。

議長

異議なし賛成により、この案件につきましては原案のとおり許可することに決定します。

日程第6

議長

日程第6、議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を議題とします。

1番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

議案書朗読、説明。

借人は入間郡三芳町上富においてプラント建設工事に伴う 基礎工事掘削時に発生する残土の一時保管場所を探しており ます。

建設地である三芳町内で探しておりましたが、建設地からの 距離及び道路付けや地権者の同意が難しいなど適地が見つか らず隣接市のふじみ野市に広げて探したところ申請地の地権 者から同意が得られましたので申請地として選定しました。

申請地は建設現場から約700mの距離にあり道路付けなどの利便性がよいので適地とし農地の一時転用の申請をすることになりました。

農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

なお、第1種農地は農地転用が原則不許可になりますが、一時的な利用に供するためという第1種農地の例外規定を満たしています。

議長

この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。

3番委員

12月14日に4番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。多少の草が生えていましたが、特に問題は無いと思います。

議長

地元委員さんは何かありますか。

4番委員

一時転用のため何も問題は無いと思います。

議長

質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

質疑がないようでしたら、1番の案件について承認してもよろしいですか。

全委員

異議なし。

議長

異議なし賛成により、1番の案件につきましては原案のとお

り許可相当として県知事に意見を送付します。

議長

2番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

議案書朗読、説明。

受人は東京都板橋区内にある社宅にて、妻、子2人の計4人で住んでいますが、住居が手狭な状態なため、戸建て住宅の建築を計画しています。

土地の条件としては、子ども通学する学校が近く、お互いの 実家まで車で30分位で行き来できる場所を探しておりまし た。

受人は、ふじみ野市及び三芳町の市街化区域内で適地を探しましたが見付からず、申請地での検討をした結果、最適地と判断しました。

申請地は伯母や祖母の家まで距離が近く短時間で行き来が 可能で、小・中学校も近くにあり教育環境が良い場所です。

農地の区分は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の一団の 農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。

議長

2番の案件について、現地調査を行った委員さんから説明を お願いします。

3番委員

12月14日に4番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。特に問題は無いと思います。

議長

地元委員さんは何かありますか。

4番委員

既に近くでは数軒家が建っております。現地調査報告のとおり特に問題は無いと思います。

議長

質疑はありますか。

9番委員

受ける方は他の法律の条件を満たしているのか。

事務局

都市計画法や市条例など条件を満たしております。

議長

その他質疑はありますか。

全委員 なし。 質疑がないようでしたら、議案第36号の案件について承認 議 長 してもよろしいですか。 全委員 異議なし。 異議なし賛成により、議案第36号の案件につきましては原 議 長 案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 議案第36号について終了します。 日程第7 議 長 日程第7、議案第37号 農用地利用集積計画の利用権設定 についての議題1件及び日程第8、議案第38号 農地中間管 日程第8 |理事業に伴う農用地利用配分計画についての議題1件は関連 がありますので、併せて審議をお願いします。 農用地利用集積計画(利用権設定) 案件について事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 事務局 議案書朗読、説明。 第37号案件については、これまでも利用権設定していた場 所であり引き続き6年間での利用権設定を更新する案件で す。今回は、農地中間管理事業による更新のため埼玉県農林公 社が仲介し借り受けるものです。 第38号案件については、借人が埼玉県農林公社から借り受 けるものです。 借人は、トラクター2台、耕うん機2台、農業用トラック3 台などの農業用機械を所有しており、7,000㎡以上の農地

議 長 地元の委員さん説明をお願いします。

を所有しています。

4番委員 借人は、長年にわたり農業に従事している方なので、問題は ないと思います。

議 長 質疑はありますか。

7番委員

この件ついては、今までどおり同じ方が引き続き借りるということでよいのか。

事務局

そのとおりです。

議長

その他質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

質疑等なければ承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第37号については承認し、議案第38号については意 見なしとすることに決定します。

議案第37号及び議案第38号について終了します。

日程第9

議長

日程第9、議案第39号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての説明について1件を議題とします。

この案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

議案書朗読、説明。

生産緑地法では買取り申出できる条件として、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、農業の主たる従事者が死亡した場合、及び農業の主たる従事者に農業従事を不可能とさせる故障が生じた場合の3つがあり、本案件は主たる従事者の死亡によるものです。

今回の案件は農地法第3条により農地を借りていた人が死亡したことによる申出になります。

今後の流れについて、主たる従事者証明について承認される と、買取り申出者は市に対して買取り申出を行い、市が公園及 び緑地等として買取りしない場合は農業委員会へ斡旋の申出 を行い、希望が無い場合は生産緑地が解除されます。

議長

この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお 願いします。 4番委員

12月14日に4番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。多少の草が生えていましたが、特に問題は無いと思います。

議長

地元委員さんは何かありますか。

7番委員

問題は無いと思います。

この案件は、地目が田で他人の死亡によるものですが、まれなケースだと思います。

事務局

そのとおりで、まれなケースではあります。

この案件は、過去に農地法第3条による賃借権設定をしていました。令和2年中に合意解約済みで、手続き的には問題はありません。

議長

質疑はありますか。

全委員

なし。

議長

質疑がないようでしたら、この案件について承認してもよろ しいですか。

全委員

異議なし。

議長

この案件につきましては承認することに決定します。

議案第39号について終了します。

本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これをもちまして、令和3年第12回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

(終了 午後2時12分)